

「(仮称) たびと中央ウィンドファーム環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社GFが、福島県いわき市において、最大で出力54,600kWの風力発電所を設置するものである。本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音等による生活環境への影響が懸念される。

また、対象事業実施区域及びその周辺は、いわき市水道水源保護条例（平成4年いわき市条例第3号）に基づくいわき市水道水源保護地域等に指定されており、土地の改変に伴う水環境等への影響が懸念される。

さらに、対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続終了又は手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮した事業計画とすることにより、地域全体における環境影響の低減を図ることが重要である。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

(1) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設や道路の拡幅等により、土工量が大きく、大規模な土地の改変を伴うものとなっている。また、改変区域のほぼ全てを切土で造成するため、発生する大量の残土の処理のために土捨場（発生土流用盛土）を設置し、更なる土地の改変が行われる計画となっている。

このため、土工量及び土地の改変を最小限に抑えたものとなるよう、風力発電設備等の配置、設置高、線形等の見直しや擁壁工等の構造物の活用等の観点から、工事計画の見直しを行うこと。また、沈砂池等の配置及び構造、流末処理等の濁水対策を十分に検討し、適切に環境保全措置を講ずることにより、動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

なお、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

(2) 事後調査等について

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

ア 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視等を適切に実施すること。

また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

ウ 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表するこ

と。

(3) 累積的影響について

対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続終了又は手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、静穏な環境を有している地域である。一方で、風力発電設備の稼働に伴う騒音については、参考として用いた指針値を満たしているものの、現況値から大きく増加すると予測されている地点があることから、地域の生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音による生活環境への影響が生じるおそれのある住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

(2) 土地の改変に係る影響

対象事業実施区域の一部は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林に指定されているほか、対象事業実施区域及びその周辺は、いわき市水道水源保護条例に基づく水道水源保護地域に指定されている。また、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設や道路の拡幅等により発生する、大量の残土の処理のために土捨場（発生土流用盛土）を設置し、森林の伐採、谷地形の埋立てなどの改変が行われる計画となっていることから、直接改変、土砂の崩落及び流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備、工事用・管理用道路及び土捨場（発生土流用盛土）について、専門家の助言を踏まえ、花崗岩の風化した真砂土がない場所、若しくは真砂土を含む軟弱層の改良等を実施した場所を選定し、設置場所、設計及び工法に関して更なる検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り抑制すること等により、土地の改変に伴う水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。また、土捨場（発生土流用盛土）については、土砂流出防止機能を備えた構造とし、排水機構等についても十分に検討すること。さらに、沈砂池については、工事中に生じる濁水の川への流入を防ぐ配置及び構造にすること。